

週休2日制工事実施要領の一部改正について

令和8年6月22日

工事検査課

本市では、令和7年12月19日付にて一部改正を行ったところですが、三重県において令和8年7月に、経費補正の廃止を含む「週休2日制試行要領」等の改正が行われることから、本市においてもこれに準じて要領の一部を改正します。

○改正内容

- ・経費補正を廃止

ほか

○施行期日

改正後の要領は、令和8年7月1日から施行します。

○適用

令和8年7月以降の単価適用工事にかかる工事から適用します。

(※(営繕工事)においては令和8年7月8日以降に新たに公告を行う工事から適用します。)

〔問い合わせ先〕

○実施要領に関すること

四日市市役所 総務部 工事検査課

Tel 059-354-8127

○入札に関すること

四日市市役所 総務部 調達契約課

Tel 059-354-8125

○工事に関すること

各工事担当課